（債務の保証等に類する取引）

第百八十一条　法第百三十八条第二項（国内源泉所得）に規定する政令で定める取引は、資金の借入れその他の取引に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）とする。

（国際運輸業所得）

第百八十二条　法第百三十八条第三項（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち、船舶による運送の事業にあつては国内において乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準とし、航空機による運送の事業にあつてはその国内業務（国内において行う業務をいう。以下この条において同じ。）に係る収入金額又は経費、その国内業務の用に供する固定資産の価額その他その国内業務が当該運送の事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を基準として判定したその外国法人の国内業務につき生ずべき所得とする。

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）

第百八十三条　法第百三十九条第二項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料、第百三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

2　法第百三十九条第二項に規定する政令で定める金融機関は、銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行、保険業法第二条第七項（定義）に規定する外国保険会社等又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）とする。

3　法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの

ロ　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

ハ　第十三条第八号イからツまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ワからツまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二　前号イからハまでに掲げるものの譲渡又は取得に相当する事実

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第百八十四条　外国法人の各事業年度の法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得（以下この条及び第百八十六条（控除対象外国法人税の額が減額された部分のうち益金の額に算入するもの等）において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額につき、法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により次の各号に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。

一　法第二十二条（各事業年度の所得の金額の計算）　同条第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び同条第三項各号に掲げる額は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

二　法第二十三条（受取配当等の益金不算入）　同条第四項に規定する負債の利子は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る当該負債の利子に限るものとする。

三　法第二十五条（資産の評価益の益金不算入等）　同条第二項及び第三項に規定する資産は、外国法人の有する資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

四　法第二十九条（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）　同条第一項に規定する棚卸資産は、外国法人の棚卸資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

五　法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）　同条第一項に規定する減価償却資産は、外国法人の減価償却資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

六　法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）　同条第一項に規定する繰延資産は、外国法人の繰延資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

七　法第三十三条（資産の評価損の損金不算入等）　同条第二項から第四項までに規定する資産は、外国法人の有する資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

八　法第三十四条（役員給与の損金不算入）　同条第一項に規定する使用人は、外国法人の使用人のうちその外国法人が恒久的施設を通じて行う事業のために常時勤務する者に限るものとする。

九　法第三十七条（寄附金の損金不算入）　同条第一項に規定する資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちにその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額とし、同項に規定する所得の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額とする。

十　法第三十八条（法人税額等の損金不算入）　同条第一項に規定する法人税及び同条第二項各号に掲げる租税（以下この号において「法人税等」という。）は、外国法人の本店若しくは主たる事務所の所在する国又はその地方公共団体により課される法人税等に相当するものを含むものとする。

十一　法第四十条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）　同条に規定する控除又は還付をされる金額に相当する金額は、法第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する法第六十八条第一項（所得税額の控除）の規定又は法第百四十四条の十一（所得税額等の還付）若しくは第百四十七条の三第一項（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定の適用を受けた場合におけるこれらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額とする。

十二　法第四十七条（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）　同条第一項及び第二項に規定する代替資産（同条第一項に規定する損壊をした所有固定資産の改良をした場合における当該固定資産を含む。）は、これらの規定に規定する取得若しくは改良又は交付の時において国内にある当該代替資産（外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。）に限るものとする。

十三　法第五十条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）　次に定めるところによる。

イ　法第五十条第一項に規定する取得資産は、同項に規定する交換の時において国内にある固定資産（外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。）に限るものとし、当該取得資産には法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等（以下この条において「本店等」という。）からその交換により取得したものとされる固定資産を含むものとする。

ロ　法第五十条第一項に規定する譲渡資産は、同項に規定する交換の時において国内にある固定資産（外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。）に限るものとする。

十四　法第五十二条（貸倒引当金）　次に定めるところによる。

イ　法第五十二条第一項及び第二項に規定する金銭債権は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る当該金銭債権に限るものとし、恒久的施設と本店等との間の内部取引（法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引をいう。第六項において同じ。）に係る金銭債権に相当するものは当該金銭債権に含まれないものとする。

ロ　法第五十二条第一項及び第二項に規定する各事業年度には、恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合におけるその有しないこととなつた日の属する事業年度（以下この項において「国内事業終了年度」という。）は、含まれないものとする。

十五　法第五十三条（返品調整引当金）　同条第一項に規定する事業に係る棚卸資産の販売は、外国法人が恒久的施設を通じて行う同項に規定する対象事業に係る棚卸資産（法第六十三条第六項（長期割賦販売等）に規定する長期割賦販売等に係る棚卸資産で、その収益の額及び費用の額につき同条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けたものを除く。）の販売に限るものとし、法第五十三条第一項に規定する各事業年度には、外国法人の国内事業終了年度は、含まれないものとする。

十六　法第五十五条（不正行為等に係る費用等の損金不算入）　同条第三項各号に掲げる額は、外国又はその地方公共団体により課される当該各号に掲げる額に相当する額を含むものとする。